

## 令和2年7月 仙台市文化財保護審議会 議事録

- 1 開催日 令和2年7月6日(月)
- 2 開会及び閉会の時刻 10時30分開会 11時30分閉会
- 3 開催場所 仙台市博物館 講習室
- 4 出席委員氏名 深澤百合子会長、佐々木理副会長、菊地崇良委員、佐治ゆかり委員、柴田真理子委員、永井康雄委員、永田英明委員、七海雅人委員、馬場たまき委員、牧雅之委員
- 5 事務局職員 筒井生涯学習部長、長島文化財課長、長谷川管理係長、工藤整備活用係長、荒井調査指導係長、平間調査調整係長、鈴木仙台城史跡調査室長
- 6 会議の次第
  - 1 開会(10:30)
  - 2 あいさつ 文化財保護審議会会長
  - 3 議事録署名人指名
  - 4 審議事項
    - (1) 文化財指定の答申について (資料1)
    - (2) 登録文化財の登録取り消しの諮問について (資料2)
  - 5 報告事項
    - (1) 令和元年度文化財課主要事業報告 (資料3)
    - (2) 令和2年度文化財主要事業について (資料4)
    - (3) その他
  - 6 事務連絡 (資料5)
  - 7 閉会
- 7 傍聴人 1名

## 8 会議の経過及び結果

### 1 開会

### 2 会長あいさつ

### 3 議事録署名人指名

会 長 私の他に、菊地委員を議事録署名人として指名する。

### 4 審議事項

#### (1) 文化財指定の答申について

会 長 前回諮問を受けた朴沢学園裁縫教育資料（学習資料）について、私と副会長にお任せいただいた指定理由書の調整を、事務局と相談しながら行ったので、事務局より説明をお願いしたい。

事務局 資料1「答申書案」の2枚目「指定理由書案」について、前回の諮問の際、既に指定されている「朴沢学園裁縫教育資料」と分けて指定する理由を明確な表現にすること、推定年代が判明するのかといったご意見をいただいていた。これらのご指摘を受けて、今回の諮問書では指定資料名を「朴沢学園裁縫教育資料（学習資料）」から「朴沢学園裁縫学習資料」へと変更した。また、説明の欄の最後の段落を大きく修正している。前回の諮問書では、「本資料群は、生徒が裁縫の技術をどのように習得したかを、具体的にたどることができるものであり、…」としていたが、今回は本文中にあるように「明治期から昭和初期にかけて在籍した生徒一人ひとりの裁縫学習資料の集積であり、各時代の裁縫技術の習得過程を各段階の成果物によって具体的にたどることができる」としている。また、資料の推定年代と既に指定されている「朴沢学園裁縫教育資料」と分けて指定する理由について、性格の違いを明確にした表現に修正している。

（指定理由書案を読み上げ）

会 長 ただ今の修正について、修正案の通りとしたいと思うが、いかがか。

委 員 「性質・形状・大きさ・重量・構造」という欄について、順番や句読点の使い方が分かりにくい。審議委員や市民が理解しやすいように、あるいは後世の方々が活用しやすいようにまとめるべきだと思う。

会 長 事務局で修正をしたうえでご了解いただけるということによろしいか。では、この内容で答申するというにすることにする。事務局には理由書の修正をお願いする。

（答申書案読み上げ）

事務局 所有者の協力を得て、保存活用に努めてまいりたい。本件については、今月開催の教育委員会の議決により文化財指定が決定され、告示される運びとなる。

(2) 登録文化財の登録取り消しの諮問について

会 長 審議事項の(2)文化財登録の取り消しの諮問について、事務局より説明をお願いしたい。

事務局 (諮問書、資料2-2読み上げ)

委 員 平成22年に袋宮寺で再購入されて、その翌年に当市文化財課からは移転に関する働きかけがあったのにも関わらず、長い年月が経って今日に至っているという理由は何かあるのか。また、元所有者の寺院は他にも文化財をお持ちになっていると思うが、それらの状況や所在の確認はどうなっているか。

事務局 元所有者の事情が反映しているということで、なかなか決定的なことが出しにくかったという事情がある。また、年に何回か連絡する機会があるので、今所有しているものについての変更がないかどうかは確認している。

委 員 資料2-2の説明について、諮問理由の「区域外に所在するため」という理由が全く分からないので、この説明のところにも事実だけで構わないので、書いたほうがよろしいのではないか。

事務局 資料の中に、事情を書ける部分は書くようにする。

委 員 国で指定されている文化財でも所在不明になっているものはたくさんある。仙台市でもたくさん指定登録されているとは思いますが、それらの所在はどれくらい把握されているか？

事務局 文化庁からの連絡等の伝達・送付の為に所有者と連絡は取っている。ただ、代替わりのタイミングなどに、十分に注意していきたい。

会 長 ただ今の審議を受けて、この場で登録取り消しの答申をしたいと思う。異議がないようなので、答申書案を事務局よりお配りする。異議がないようであれば、仙台市登録文化財 宝冠阿弥陀如来坐像の登録取り消しを承認し、お手元の資料から「(案)」をはずした形で、この文案をもって、当審議会から教育委員会へ答申する。

事務局 本件についても、今月開催の教育委員会での議決により文化財登録取り消しが決定され、告示されることとなる。

5 報告事項

(1) 令和元年度文化財課主要事業報告

事務局 (資料3により説明)

会 長 ここまでの報告について、ご意見・ご質問はないか。

委員 (ご意見・ご質問なし)

(2) 令和2年度文化財課主要事業について

事務局 (資料4により説明)

委員 予算について、人件費については、令和2年度から局の人事課に集約されたというが、これでは令和元年度との予算の比較ができない。項目が比較できるような、実態が見えるような資料作りを、記述の仕方にも留意して、工夫していただきたい。

事務局 委員ご指摘の点については十分注意する。

委員 令和2年度から、人件費が全部人事課になってしまうということだが、発掘調査が思うように出来なくなってしまう心配はないのか？

事務局 発掘調査は1件1件ごと文化財課で賃金や機械代、分析費、報告書作成費等一括で見ているので、それで財政課と交渉している。

6 事務連絡

事務局 資料5について、前年度より今後の「文化財指定・登録計画」の策定を目的とし、審議会委員と文化財課職員で構成される文化財指定・登録検討部会を開いてきた。今年度も引き続き検討を重ねていく所存であるので、文化財課職員の異動等により、別紙のとおり担当者を変更する。

なお、次回の文化財保護審議会については、10月頃を予定している。日程調整については、改めて事務局からご連絡する。

最後に、現在、東北電力グリーンプラザとうほく文化情報コーナーにて「第72回文化財展 文化財この一年」を8月30日まで開催している。ぜひご覧いただきたい。

委員 仙台市では、2050年を見据えた、向こう10年間の総合計画というのを作っており、計画の大きな3つの柱の一つに、歴史と伝統文化を大事にすることも議論されている。総合計画は9月・10月あたりからパブリックコメントが始まって、2月・3月に議会で議決するので、審議委員にも知見をいただく場を設けていただきたい。

また、歴史まちづくり法を今後の仙台市の文化財に、あるいは文化振興のために使えるような情報提供や議論をしていただきたい。

最後に、行政文書と学術的な文書をしっかり分けていただきたい。行政組織として報告等記録に残るものであるもので、整合性をしっかり図って、より理解してもらえやすい工夫を意識していただきたい。

以上、3点を要望として申し上げる。

事務局 文書の表記については深くお詫び申し上げたい。学術的な文書、国に出す文書、

市民の皆様にお知らせするものときまざまあるが、市民の皆様に向けたものは、市民の視点で書かなければ理解され難いので、気を付けてまいりたい。総合計画について、次の保護審議会は10月に予定しているが、パブリックコメントと時期が重なることから、方法について、会長とも相談しながら、皆様に情報提供・ご意見をいただきたいと思う。歴史まちづくり法については、情報収集をしていきながら、できるだけ皆様にご相談しながら考えてまいりたい。

## 7 閉会

会 長       これで本日の仙台市文化財保護審議会を終了する。